

南明治第二土地区画整理事業

住所（所在地）変更チェックリスト

住所変更の手続きは、令和2年2月25日（火）以降に行ってください。（令和元年11月末時点での内容です。）

- ・・・該当者本人が住所変更の手続きをしていただくもの
- ・・・手続きが必要ないもの

1 市役所が窓口となる主なもの

種類	名 称	届出先・問い合わせ先	手続きに必要なもの	変更期限
住民登録・戸籍・印鑑登録等	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票	安城市役所 市民課 (届出係TEL 0566-71-2268)	マイナンバーカード 通知カード 住民基本台帳カード 身分証明書(免許証等 区画整理の住所変更手続き前の物でも可) 在留カード 特別永住者証明書	特にありませんが、お早めをお願いします。
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍			
	<input checked="" type="checkbox"/> 印鑑登録			
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード・電子証明書			
	<input type="checkbox"/> 通知カード			
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード・電子証明書			
	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 (在留カード、特別永住者証明書)			
	<input checked="" type="checkbox"/> パスポート	手続きの必要はありません。所持人記入欄をご自分で二重線で消して訂正してください。		
原付等	<input checked="" type="checkbox"/> 原動機付自転車等の登録(125cc以下)	安城市役所 市民税課 (軽自動車税係TEL 0566-71-2213)	手続きの必要はありません。	
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	安城市役所 障害福祉課 (障害福祉係TEL 0566-71-2225)	各種手帳 印鑑	特にありませんが、お早めをお願いします。
	<input type="checkbox"/> 療育手帳			
	<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳			
年金	<input type="checkbox"/> 年金受給中の方 年金証書 (住民票コード収録済の方は届出不要)	安城市役所 国保年金課 (年金係TEL 0566-71-2231) もしくは刈谷年金事務所お客様相談室 (コールセンターTEL 0566-21-2110)	年金証書 印鑑	特にありません。
	<input type="checkbox"/> 加入中の方 年金手帳	第1号被保険者の方(自営業者・学生等)・・・変更の手続きの必要はありません。 第2号被保険者の方(会社員・公務員等)・・・お勤め先に届出をしてください。 第3号被保険者の方(2号の配偶者の方)・・・お勤め先に届出をしてください。		
保険・福祉医療	<input type="checkbox"/> 国民健康保険保険証 及び国保の受給者証等	安城市役所 国保年金課 (国保係TEL 0566-71-2230)	現在お持ちの保険証等	特にありません。次回来庁された時に更新してください。
	<input type="checkbox"/> 介護保険証	安城市役所 高齢福祉課 (介護給付係TEL 0566-71-2226)		
	<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証 (子ども、障害者、母子家庭、 精神障害者、後期高齢者)	安城市役所 国保年金課 (医療係TEL 0566-71-2232)	現在お持ちの保険証、受給者証等	特にありません。次回来庁された時に更新してください。
	<input type="checkbox"/> 養育医療券			
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証			
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者福祉医療費受給資格証明書 兼支払証明書			
	<input type="checkbox"/> 精神障害者医療費受給者認定書			
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証(精神医療)		現在お持ちの受給者証 印鑑	特にありませんが、お早めをお願いします。	
子育て支援	<input checked="" type="checkbox"/> 児童手当	安城市役所 子育て支援課 (庶務係TEL 0566-71-2227)	手続きの必要はありません。	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	安城市役所 子育て支援課 (児童家庭係TEL 0566-71-2229)	児童扶養手当証書	特にありませんが、お早めをお願いします。
	<input type="checkbox"/> 遺児手当			
保育等	<input checked="" type="checkbox"/> 保育園・認定こども園(公立)	安城市役所 保育課 (入園係TEL 0566-71-2228) ※私立の保育園、幼稚園、認定こども園は各園へお問い合わせください。	手続きの必要はありません。 なお、支給認定証は後日送付します。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 幼稚園(公立)			
学校	<input checked="" type="checkbox"/> 小・中学校(公立)	安城市教育委員会 学校教育課 (学事係TEL 0566-71-2254)	手続きの必要はありません。	
図書	<input type="checkbox"/> 図書情報館利用者カード	安城市図書情報館(アンフォーレ本館) (アンフォーレ課0566-76-6111) もしくは市内の公民館図書室等(KEYPORTを除く)	新しい住所となったことがわかるもの	特にありませんが、お早めをお願いします。
水道	<input checked="" type="checkbox"/> 水道	安城市役所 水道業務課 (料金係TEL 0566-71-2249)	手続きの必要はありません。	

2 市役所以外が窓口となる主なもの

種類	名 称	申請・届出先	手続きに必要なもの	変更期限
不動産登記	■土地登記事項の表題部	手続きの必要はありません。 土地区画整理事業による町名地番等の変更に伴い、安城市が区域内の土地と建物の表題部（地番）を法務局で書き替えます。		
	■建物登記事項の表題部			
	<input type="checkbox"/> 土地の所有者の表示変更	土地・建物の所在地を管轄する法務局 （安城市管轄は名古屋法務局刈谷支局 TEL 0566-21-0086）	登記申請書 印鑑 住所（所在地）変更証明書	必要な時（売買や相続登記等）でかまいません。＜無料＞ ※換地処分登記のため、登記事務を停止します。登記事務が開始したら土地の所有者等に通知をします。手続きはそれ以降でお願いします。
	<input type="checkbox"/> 建物の所有者の表示変更			
<input type="checkbox"/> 抵当権等の表示変更				
自動車等	<input type="checkbox"/> 自動車運転免許証	警察署 または 愛知県運転免許試験場 （安城警察署TEL 0566-76-0110） （運転免許試験場TEL 052-801-3211）	自動車運転免許証 住所（所在地）変更証明書 ※免許証記載の住所と現住所が異なる場合は、別途書類が必要です。申請・届出先までご連絡ください。	次回更新時をお願いします。＜無料＞ ※証明書として使用する場合は、早めの手続きをお勧めします。
	<input type="checkbox"/> 自動車車検証 （バイクは250cc超）	愛知県運輸支局西三河自動車検査登録事務所 （ヘルプデスクTEL050-5540-2047 ／自動音声の後、037を押してください。オペレーターにつながります。）	車検証 所有者・使用者の印鑑 住所（所在地）変更証明書 ※詳しくは、申請・届出先までご連絡ください。	早めの手続きをお勧めします。＜無料＞
	<input type="checkbox"/> 軽自動車車検証（軽自動車届出済証） （バイクは125cc超～250cc以下）	軽自動車検査協会三河支所 （コールセンターTEL 050-3816-1772）		
ライフライン	<input type="checkbox"/> 各電気会社	各電気会社	関係各所で確認をお願いします。	
	<input type="checkbox"/> 都市ガス・プロパンガス	各ガス会社		
	<input type="checkbox"/> 固定電話、携帯電話	各通信会社		
その他	<input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・自動車保険等	各保険会社	関係各所で確認をお願いします。	
	<input type="checkbox"/> 金融機関（銀行）の預金通帳等	各金融機関		
	<input type="checkbox"/> クレジットカード	各クレジットカード会社		
	<input type="checkbox"/> 各種ポイントカード・スタンプカード	発行先の会社		
	<input type="checkbox"/> 各種会員証	発行先の会社		
	<input type="checkbox"/> 社員証	お勤め先の会社		
商業・法人登記	<input type="checkbox"/> 事業所（本店・支店）の所在地変更	本支店の所在地を管轄する法務局 （安城市管轄は名古屋法務局岡崎支局 TEL 0564-52-6415）	住所（所在地）変更証明書 届出印 など ※詳しくは、申請・届出先までご連絡ください。	所在地変更後、以下の法定期間内に申請してください。＜無料＞ 本店：2週間以内 支店：3週間以内
	<input type="checkbox"/> 法人代表者の住所変更			
営業許可	<input type="checkbox"/> 飲食店営業許可証	営業許可の届出をされている保健所	各種営業許可証 印鑑 住所（所在地）変更証明書	関係部署で確認をお願いします。
	<input type="checkbox"/> その他の営業許可証	営業許可の届出をされている事務所		

- その他、許可、免許類で法令により住所変更の届出を要するものは、それぞれ所定の手続きをしてください。
- 新しい住所を親戚や知人の方などにお知らせいただけるように、郵便局から支給される「住所変更通知用はがき」を令和2年2月25日（火）付けで個人は1世帯あたり50枚、法人は1法人あたり200枚無料配布します。
- 手続きに必要な「住所及び本籍変更証明書（個人）」、「所在地変更証明書（法人）」を、令和2年2月25日（火）付けで1人（1法人）5枚郵送しますので、ご活用ください。なお、郵送される証明書が不足する場合、「住所及び本籍変更証明書（個人）」は市民課（市役所本庁舎1階）、北部支所（北部公民館内）、桜井支所（桜井公民館内）、明祥支所（明祥プラザ内）、証明・旅券窓口センター（アンフォーレ本館1階）、「所在地変更証明書（法人）」は南明治整備課で、それぞれ無料で発行します。
- 他市町村に土地をお持ちの場合、納税通知書等が届かなくなる場合がありますので、各市町村へ住所変更の連絡をお願いします。